

○経済産業省告示第五十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号） <u>第九条第二項第七号ハ及び</u>	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号） <u>第九条第一項第三号の二ハ</u>

第八号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一

及び第四号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十年十一月一日から施行する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げ

号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。

る貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物

の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

（新設）

一 その取引に関する契約書若しくは取引を行うとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載さ

れ、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人（以下「相手方等」という。）から連絡を受けたとき。

二 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を

（新設）

行う旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。

三 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、

（新設）

当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。

）。

（削る）

（削る）

一 当該技術を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けている場合

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置

(削る)

(削る)

(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合

七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合

八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がド

(削る)

(削る)

イツ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態における

(削る)

(削る)

アメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処

(削る)

(削る)

行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情

別表一

- 一 当該技術を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行うとする者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨相手方等から連絡を受けている場合
- イ (略)
- (1)・(2) (略)

別表

報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合

(新設)

- 一 (略)
- 1・2 (略)

ロ・ハ（略）

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号

二・三（略）
（新設）

）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護
措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和
二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第
九号に基づき実施される事前の訓練を含む。

）の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人

（新設）

等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第
四条第一項第九号に基づき実施される事前の
訓練を含む。）の用に供するために役務の提
供を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送

（新設）

(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合	
五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合	(新設)
六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合	(新設)
七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合	(新設)
八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフ	(新設)

ランス軍隊に対して役務の提供を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカ

ナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がイ

ンド軍隊に対して役務の提供を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊が

ドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭

和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊

急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法

第四条第一項第九号に基づき実施される事前

の訓練を含む。）の用に供するために役務の

提供を行う場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に

（新設）

関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため役務の提供を行う場合

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び

（新設）

安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百

（新設）

十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が

（新設）

国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における

（新設）

外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船

検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に

関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

に基づく海上保安庁による海賊行為への対処

及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該

海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条

第一項第九号に基づき実施される事前の訓練

を含む。）の用に供するために役務の提供を

行う場合

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が

実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活

動等に関する法律（平成二十七年法律第七十

（新設）

（新設）

七号)に基づく協力支援活動及び搜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中

東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するため役務の提供を行う場合

別表二

一 その取引に関し、相手方等から入手したパ

(新設)

(新設)

ンフレット又は最終製品のカatalog及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等

二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等

三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等

○経済産業省告示第五十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号） <u>第九条第二項第七号イ及び</u> 第八号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号） <u>第九条第一項第四号イの規</u> 定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令

に関する省令第九條第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。

なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條
第二項第七号イ及び第八号イの規定により
経済産業大臣が告示で定める提供しようとする

第九條第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條
第二項第七号イの規定により経済産業大臣
が告示で定める提供しようとする技術が核

する技術が核兵器等の開発等のために利用
されるおそれがある場合

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二
項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大
臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器
等の開発等のために利用されるおそれがある場合
は、次に掲げるときとする。

別表

一 (略)

二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百
七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号
イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し
、経済産業省が作成した文書等

兵器等の開発等のために利用されるおそれ
がある場合

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二
項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定
める提供しようとする技術が核兵器等の開発等の
ために利用されるおそれがある場合は、次に掲げ
るときとする。

別表

一 (略)

二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百
七十八号）第四条第一項第三号イに規定する
核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省
が作成した文書等

三
(略)

三
(略)

○経済産業省告示第五十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百六十号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）<u>第二号及び第三号並</u>	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）<u>第二号及び第三号の</u>

びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）第二号及び第三号の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定

規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

める。

経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。

一 (略)

二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等

三 (略)

一 (略)

二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等

三 (略)

○経済産業省告示第五十四号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第八百十号（輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一 輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）<u>第四十八条第一項又は輸</u>	一 輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）<u>第四十八条第一項に基づ</u>

出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第三項に基づく輸出の許可を受けた貨物

2 輸出貿易管理令第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。）

3
（略）

く輸出の許可を受けた貨物

2 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。）

3
（略）

○経済産業省告示第六十二号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十九年経済産業省告示第二百六十三号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第三項第一号</u>の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第二項第一号</u>の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲

げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。

なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。

輸出貿易管理令第四条第三項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする

げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。

なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。

輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする

場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの

輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条

第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの

輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条

第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

○経済産業省告示第六十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第百六十七号（輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならぬ貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号） <u>第四条第三項第四号</u> の規定に基づき、一時
改正前	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号） <u>第四条第二項第四号</u> の規定に基づき、一時

的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。

輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの

輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基

的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十四年七月十九日から施行する。

輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの

輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基

づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の
三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする
場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなけれ
ばならない貨物から経済産業大臣が告示で除くも
のは、次に掲げる貨物とする。

一・二 (略)

づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の
三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする
場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなけれ
ばならない貨物から経済産業大臣が告示で除くも
のは、次に掲げる貨物とする。

一・二 (略)

○経済産業省告示第五十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号</u>の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定める。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第二項及び別表第七の六の項</u>の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年五月十七日から施行す

輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく
経済産業大臣が告示で定める貨物

輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号
及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は
、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）
に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するも
のとする。

一〇三六六（略）

る。

輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく
経済産業大臣が告示で定める貨物

輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号
及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は
、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）
に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するも
のとする。

一〇三六六（略）

○経済産業省告示第六十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二（略） 三 貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログ	別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二（略） 三 貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログ

ラムのうちソースコードのものを除く。）であつて、以下のいずれかに該当するものを提供する取引

イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第三項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴つてする取引において提供されるものの

ロ（略）

四（略）

ラムのうちソースコードのものを除く。）であつて、以下のいずれかに該当するものを提供する取引

イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第二項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴つてする取引において提供されるもの

ロ（略）

四（略）

[

○経済産業省告示第五十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘ</u>の規定に基づき、経済産業大	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）<u>第四条第一項第二号のホ及びヘ</u>の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出す

臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定める。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別

べきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地と

表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1ゝ9（略）

10| 外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であつて、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの（我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。）

二（略）

するものを除く。）

1ゝ9（略）

（新設）

二（略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号の改正規定以外の改正規定については、外国為替令

等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省告示第六十三号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第一百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一（略） イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」とい	一（略） イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」とい

う。）第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する取引

ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であつて、省令第九条

第二項第七号ロ若しくは二又は第八号ロ若しくは二に規定するおそれが少ないことが明らかなもの

二 この告示において「重要管理対象技術」とは、
、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）
別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、
当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管

う。）第九条第二項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する取引

ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であつて、省令第九条

第二項第七号ロ又は二に規定するおそれが少ないことが明らかなもの

二 この告示において「重要管理対象技術」とは、
、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）
別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、
当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管

理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であつて、次に掲げるものをいう。

イ 電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの

(一) ～ (五) (略)

(六) 巨大磁気抵抗効果又はトンネル磁気抵抗効果を利用するセンサーにおける、当該巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を生ずる素子、当該素子周辺の磁気回路又は当該磁気回路を制御する

理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる技術であつて、次に掲げるものをいう。

イ 電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの

(一) ～ (五) (略)

(新設)

ための構成物（当該素子と一体となつて
いるものに限る。）の設計又は製造に係
る技術

ロゝニ（略）

ホ 金属製品の製造に用いられるものの設計又
は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの

（一） スポンジチタンの製造に係る技術（マ
グネシウム還元法により塩化チタンから
チタンを分離する工程において圧力若し
くは温度を制御する技術又は当該チタン
を破砕し梱包する工程に係る技術に限
る。）

ヘ 蓄電池及びその製造に用いられるものの設

ロゝニ（略）

（新設）

（新設）

計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの

(一) リチウムイオン電池の正極集電体又は負極集電体と活物質等を固定又は結合させる目的で使用される物質（ポリフッ化ビニリデン、スチレンブタジエンゴム又はポリアクリル酸を主成分とするものに限る。）の設計又は製造に係る技術

(二) リチウムイオン電池の材料として使用される硫化物固体電解質であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術

1 当該硫化物固体電解質がガラス状態

の場合にあつては、室温下でリチウムイオン伝導度が〇・一ミリジーメンズ毎センチメートル以上のもの

2 | 当該硫化物固体電解質が結晶化ガラス状態又は結晶化状態の場合にあつては、室温下でリチウムイオン伝導度が一ミリジーメンズ毎センチメートル以上のもの

(三) リチウムイオン電池のセパレータの製造に用いられる二軸押出機の部分品のうち、スクリーン構成の設計又は製造に係る技術

附 則

この告示は、外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。ただし、第二号の改正規定（イ（六）、ホ及びへを加える改正規定に限る。）については、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。